- 1. 件名「運転期間延長認可申請(東海第二発電所)に関する事業者ヒアリング(17)」
- 2. 日時: 平成30年3月5日 13時30分~15時55分
- 3. 場所:原子力規制庁 8階打合せスペース
- 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官

日本原子力発電株式会社

発電管理室 所長代理 他5名

5. 要旨

- (1) 共通事項、特別点検(原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物) について
 - 〇日本原子力発電から、共通事項、特別点検(原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コン クリート構造物)について、資料に基づき説明があった。
 - 〇原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、 適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【共诵事項】

- 震災影響の評価について、劣化状況評価に対する考え方を整理して説明すること。

【特別点検 (原子炉格納容器)】

- 格納容器の塗装について、現状保全の考え方を整理して説明すること。
- 格納容器の点検不可範囲について、健全性担保の考え方を説明すること。
- 〇日本原子力発電から、了承した旨回答があった。
- (2) 原子炉圧力容器基礎ボルトについて
 - 〇日本原子力発電から、原子炉圧力容器基礎ボルトにおける曲がり構造ボルトに関し、 建設時の対応について説明があった。

6. 資料

- 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答(運転期間延長認可申請関係)」
- 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請(共通事項)」

- •「東海第二発電所 運転期間延長認可申請(共通事項) 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検(原子炉圧力容器:炉心領域の母材及び溶接部を除く)」
- 「東海第二発電所 特別点検(原子炉圧力容器:炉心領域の母材及び溶接部を除く)補足説明資料」
- ・「原子炉圧力容器基礎ボルトのうち曲がり構造ボルトについて」(3月1日提出資料)
- 「東海第二発電所 特別点検 (原子炉格納容器)」
- 「東海第二発電所 特別点検 (原子炉格納容器) 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検(コンクリート構造物)」
- ・「東海第二発電所 特別点検(コンクリート構造物) 補足説明資料」